

厚生関連資料

今月の資料 (国法律, 閣政省令, 告示, 通知, 事務連絡, その他)

事	マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における対応等に対する疑義解釈 (8/3 保険局保険課等) ……………	p.65
事	暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応 (周知) (8/7 保険局医療介護連携政策課) ……………	p.66
告通	使用薬剤の薬価 (薬価基準) 及び特掲診療料の施設基準等の一部改正等 / 使用薬剤の薬価 (薬価基準) の一部改正等 (8/29 告示 253, 255, 保医発 0829-6) ……………	p.66
通	検査料の点数の取扱い (保医発 0829-7, 0831-3) ……………	p.67
事	疑義解釈資料の送付 (その 56) (8/30 保険局医療課) ……………	p.68
告通	特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部改正等 (8/31 告示 259, 保医発 0831-1) ……………	p.68
告	厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正 (8/31 告示 261) ……………	p.69
通	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正 (保医発 0831-1) ……………	p.69
告通	厚生労働大臣が定める傷病名, 手術, 処置等及び定義副傷病名及び厚生労働大臣が別に定める者の一部改正等 (DPC/PDPS) (8/29 告示 256, 保医発 0829-5) ……………	p.69
* * *		
事	へき地等において特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設に関する質疑応答集 (Q&A) (8/14 医政局総務課) ……………	p.71

*本欄で示す“p.00/p.00”は, 原則“診療点数早見表 (DPC 点数早見表) 2022 年 4 月版 / 2023 年 4 月増補版”ページ数です。



事

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合における対応等に対する疑義解釈

令和 5 年 8 月 3 日
保険局保険課, 国民健康保険課, 高齢者医療課,
医療介護連携政策課, 医療課事務連絡

問 1 局長通知 3.(4)及び請求事務連絡 1. ③により, 保険者等番号及び被保険者等記号・番号は「不詳」のまま診療報酬請求等 (以下「不詳請求」という) を行う場合であって, 被保険者資格申立書の保険種別が「わからない」と記載されていたときは, 社会保険診療報酬支払基金 (以下「支払基金」という) と国民健康保険団体連合会 (以下「国保連」という) のどちらに請求を行えば良いのか。

答 医療機関等において, 被保険者資格申立書や患者からの聞き取りの内容等から, 患者の加入する保険種別を可能な限り特定いただいた上で, 当該保険種別に対応した審査支払機関に請求して下さい。保険種別を特定できなかった場合には, 各医療機関等の判断で支払基金か国保連かのいずれかに請求いただきますようお願いいたします。

問 2 公費負担医療 (自治体が行っている子ども医療費助成なども含む) についても, オンライン資格確認を行うことができなかった場合, 局長通知 3.(3)及び請求事務連絡 1. ②による旧資格での診療報酬請求等 (以下「旧資格請求」という) や不詳請求を行うことができるのか。

答 公費負担医療の対象となる患者については, 公費負担医療について有効な受給者証が提示されていれば, オンライン資

格確認を行うことができなかった場合には, 局長通知及び請求事務連絡に基づき旧資格請求や不詳請求を行うことも可能であり, 当該通知等に沿った適切な対応を行っていただきますようお願いいたします。これにより, 患者に対しては, 公費負担医療による窓口負担の減免を行うことができます。

問 3 被保険者資格申立書において, 患者が一部負担金の割合の欄の「わからない」にチェックした場合, 一部負担金は何割で請求すれば良いのか。

答 オンライン資格確認を行うことができない場合の被保険者資格申立書において, 患者が一部負担金の割合を「わからない」と回答した場合の窓口負担割合については, 医療機関等において, 患者の年齢等を踏まえつつ, 前年の負担割合や, 前年からの変更可能性などを可能な限り聞き取っていただいた上で, ご判断いただくことが適切と考えています。なお, 局長通知 2.(2)注書きのとおり, 患者の申立てに基づく割合で一部負担金を受領した場合, 実際の負担割合が異なっていたとしても, 負担割合相違によるレセプト返戻は行わないことを基本としています。

問 4 不詳請求について, 保険医療機関等から審査支払機関に対し再審査又は取下げ (以下「再審査等」という) の申出を

行う場合, 再審査等の申出期間についてどのように考えればよいか。

答 不詳請求に係る再審査等の申出は, 保険医療機関等が不詳請求を行った日の 6 か月後の日が属する月の 20 日までに行うものとします。

問 5 「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号)において, 70 歳以上の患者については, 所得区分に応じて特記事項を記載することとされているが, 不詳請求の場合について, どのように考えればよいか。

答 請求を行った一部負担金の割合に応じて, それに対応する特記事項を記載して下さい。なお, 局長通知 2.(2)注書きと同様に, 患者が申し立てた一部負担金の割合及びそれに対応する特記事項について, 実際の負担割合及び特記事項との相違があった場合であっても, 医療機関等にレセプト返戻は行わないことを基本としています。

※ 負担区分が不明の場合には, 請求を行った一部負担金の割合に応じて, 以下のとおり記載して下さい。

3 割の場合: 26 区ア

2 割の場合: (70 ~ 74 歳) 29 区エ,
(75 歳以上) 41 区カ

1 割の場合: 42 区キ

問 6 請求事務連絡において, 不詳請求の

場合、摘要欄に被保険者資格申立書に記載された事項等を記録することとされているが、被保険者資格申立書の「保険者等名称」の欄又は「事業所名」の欄が空欄であった場合（記載が不要な場合も含む）、摘要欄への記録についてどのように考えればよいか。

答 摘要欄にはそれぞれ「保険者等名称記載なし」又は「事業所名記載なし」と記録して下さい。

問7 被保険者資格申立書の保険者種別の欄について、患者が「後期」にチェックをした場合は、被保険者資格申立書の保険者等名称および事業所名の欄の記載は

不要と考えてよいか。

答 事業所名の欄の記載は不要です。保険者等名称の欄については、後期高齢者は必ずしも住所地の広域連合の被保険者であるとは限らないため、可能な限り記載いただいで下さい。

事

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードへの医療機関・薬局での対応について（周知）

令和5年8月7日
保険局医療介護連携政策課事務連絡

【解説】健康保険証としてのマイナンバーカードの利用にあたって、施設等が本人に代わって入所者のカードを管理することや、暗証番号の設定に困難を抱える申請者への対応のため、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付が2023年11月から開始される予定です。その概要や対応に当たっての留意事項が发出されました。

1. 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの概要

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードは、マイナポータルや各種証明書のコンビニ交付など暗証番号が必要なサービスでは利用できませんが、マイナンバーカードに記録されている顔写真を用いて、顔認証等により確実な本人確認を行うことができます。また、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでは、暗証番号の設定が必要な既存のマイナンバーカードと同様、患者本人の同意に基づき、医療機関・薬局において、患者の過去の薬剤情報、特定健診情報、診療情報を閲覧できるようになり、より多くの情報を元にした診療や服薬指導を行うことができます。

2. 医療機関・薬局での対応の留意事項

暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについては、医療機関・薬局においては、以下の点に御留意ください。

① 暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでは、暗証番号による本人確認ができませんので、本人確認の方法として

は、顔認証を行っていただくことが基本となります。

② 顔認証の入力が難しい場合には、医療機関・薬局の受付職員が、オンライン資格確認の目視モードを立ち上げ、カードに記録されている顔写真と一致する本人であることを目視で確認することにより、オンライン資格確認が可能ですが、こうした対応について、医療機関・薬局において、可能な限り御協力をお願いします。目視モードの立ち上げ方法及び利用方法の流れについては、別紙（本誌8月号p.68参照）を御参照ください。

※ なお、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードに関して、待合スペース等にいる本人の顔とマイナンバーカードの写真を職員が目視で確認する本人確認も可能ですが、薬局において、代理の方が薬剤を受け取りに来るなど、本人が不在の場合は、目視での確認はできませんので、処方箋又は資格確認書で資格確認をしていただくこととなります。

③ 「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」（令和5年7月10日付け保発0710第1号厚生労働省保険局長通知）において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができないケースにおける資格確認の方法としては、2の(1)において、「患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情

報の画面を提示できる場合…は、当該マイナポータルの画面…を医療機関等の受付窓口に表示することにより資格確認を行う」こととしておりますが、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについてはマイナポータルを利用することができないため、当該患者が健康保険証を持参していない場合は、同通知の2の(2)に記載のとおり「患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項（加入医療保険種別、保険者等名称、事業所名）、一部負担金の割合等を申し立てる被保険者資格申立書…を可能な範囲で記入いただき」、医療機関・薬局の窓口に提出いただきます。

3. 今後の対応

本年11月から申請受付・交付を予定している暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードの交付開始に備え、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードについては本人確認の方法としては顔認証を行っていただくことが基本となることから、現在、顔認証付きカードリーダーの顔認証の精度向上等に向けて、各カードリーダーメーカーに対して対応を要請しており、各カードリーダーメーカーにおいては、8月以降順次必要な改善対応が図られる見込みです。また、こうした対応に加え、暗証番号の設定が不要なマイナンバーカードでも円滑に医療機関・薬局を受診等ができるように対応策を検討中であり、詳細は追ってお知らせします。

告 通

使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部改正等／使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等

令和5年8月29日
告示第253号、第255号、
保医発0829第6号

【解説】使用薬剤の薬価（薬価基準）及び特掲診療料の施設基準等の一部改正等告示と、それに伴う関連通知の一部改正通知が发出され、8月30日から適用されます。

特掲診療料の施設基準等の一部改正（告示第253号第2条）

〔p.1406右段11行目／p.1424左段下から14行目の次に挿入（2023年6月号p.68

の訂正に追加）

別表第9 在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定



する注射薬

インスリン製剤
(略)

ネモリズマブ製剤

ベグセタコプラシム製剤

(p.1406 右段 18 行目 / p.1424 左段下から
7 行目, 下線部訂正)

別表第 9 の 1 の 3 注入器加算に規定する
注射薬

別表第 9 に規定する注射薬のうち、pH4
処理酸性人免疫グロブリン (皮下注射) 製
剤及びベグセタコプラシム製剤以外のもの

(p.1406 右段 24 行目 / p.1424 左段最下行
の次に挿入)

別表第 9 の 1 の 5 注入ポンプ加算に規
定する注射薬

pH4 処理酸性人免疫グロブリン (皮下注
射) 製剤

ベグセタコプラシム製剤

**療担規則及び薬担規則並びに療担基準に
基づき厚生労働大臣が定める揭示事項**

等の一部改正 (告示第 255 号)

(p.1509 右段下から 26 行目 / p.1526 右段
最下行, 下線部訂正 (2023 年 6 月号 p.68
の訂正に追加))

第 10 厚生労働大臣が定める注射薬等

1 療担規則第 20 条第 2 号ト及び療担基
準第 20 条第 3 号トの厚生労働大臣が定
める保険医が投与することができる注
射薬

インスリン製剤……ラナデルマブ製剤、
ネモリズマブ製剤及びベグセタコプラシム製
剤

使用薬剤 (薬価基準) の一部改正等 (保
医発 0829 第 6 号)

(p.421 右段下から 7 行目 / p.427 右段下か
ら 12 行目, 下線部訂正 (2023 年 6 月号 p.68
の訂正に追加))

→薬剤

(1) 次の厚生労働大臣の定める注射薬に限
り投与することができる。

【厚生労働大臣の定める注射薬】

インスリン製剤……ラナデルマブ製剤、ネ

モリズマブ製剤及びベグセタコプラシム製剤
(令 4 保医発 0304・1, 0428・8, 0531・3, 0817・4, 0831・5,
1115・9, 令 5 保医発 0314・4, 0428・3, 0523・2, 0531・3,
0829・6)

(p.584 右段下から 8 行目～最下行 / p.592
右段下から 8 行目～最下行, 下線部訂正)

→「通則」

2 生物学的製剤注射加算

(1) 「通則 3」の生物学的製剤注射加算
を算定できる注 (中略)

カ 乾燥ヘモフィルス b 型ワクチン
キ～セ

(令 4 保医発 0304・1, 令 5 保医発 0829・6)

(p.1510 右段下から 24 行目 / p.1528 左段
下から 26 行目の次に挿入)

→揭示事項等告示の一部改正

ベグセタコプラシム製剤について、揭示事
項等告示第 10 第 1 号の「療担規則第 20 条
第 2 号ト及び療担基準第 20 条第 3 号トの
厚生労働大臣が定める保険医が投与するこ
とができる注射薬」として定めたものであ
る。 (令 5 保医発 0829・6)

通

検査料の点数の取扱い

令和 5 年 8 月 29 日 保医発 0829 第 7 号,
31 日 保医発 0831 第 3 号

【解説】令和 4 年 3 月 5 日付け保医発 0305
第 1 号「診療報酬の算定方法の一部改正に
伴う実施上の留意事項について」が一部改
正されました。保医発 0829 第 7 号は 8 月
30 日から、保医発 0831 第 3 号は 9 月 1
日からの適用です。

保医発 0829 第 7 号

(p.454 右段 14 行目 / p.460 右段 27 行目の
次に挿入 (2023 年 6 月号 p.69 の訂正に追
加))

→肺癌関連遺伝子多項目同時検査

(5) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査
は、臨床症状、検査所見、家族歴等から
RPE65 遺伝子変異による遺伝性網膜ジ
ストロフィと疑われる者であって、十分
な生存網膜細胞を有することが確認され
た者に対して、血液を検体とし、遺伝性
網膜ジストロフィの疾患原因遺伝子の情
報を取得するものとして薬事承認又は認
証を得ており、厚生労働省難治性疾患政
策研究事業において「網膜脈絡膜・視神
経萎縮症に関する調査研究班網膜ジスト
ロフィにおける遺伝学的検査のガイドラ
イン作成ワーキンググループ」が作成し

た「遺伝性網膜ジストロフィの原因とな
りうる主な遺伝子」リストに記載されて
いる遺伝性網膜ジストロフィの関連遺
伝子の変異を評価可能な医療機器等によ
り次世代シーケンシングを用いてボレチ
ゲン ネパールボベクの適応の判定の補助
を目的として実施した場合にのみ、患者
1 人につき 1 回に限り D006-24 肺癌関連
遺伝子多項目同時検査と「D004-2 悪性
腫瘍組織検査 1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ.
処理が容易なもの (1) 医薬品の適応判
定の補助等に用いるもの」と「D004-2
悪性腫瘍組織検査 1. 悪性腫瘍遺伝子検
査 イ. 処理が容易なもの 注 1 ハ 4 項目
以上」を合算した所定点数を準用して算
定する。

(6) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査
は、厚生労働省難治性疾患政策研究事業
において「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に
関する調査研究班 IRD パネル検査にお
ける遺伝学的検査運用ガイドライン作成
ワーキンググループ」が作成した検査運
用指針に従って実施された場合に限り算
定する。

(7) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査
は、遺伝カウンセリング加算の施設基準
に係る届出を行っている保険医療機関で
実施する。ただし、遺伝カウンセリング
加算の施設基準に係る届出を行っている
保険医療機関との連携体制を有し、当該
届出を行っている保険医療機関において
必要なカウンセリングを実施できる体制
が整備されている場合は、この限りでは
ない。

(令 4 保医発 0304・1, 令 5 保医発 0428・4, 0829・7)

保医発 0831 第 3 号

(p.445 右段下から 14 行目 / p.451 右段下か
ら 6 行目の次に挿入)

→悪性腫瘍組織検査

(17) 乳癌悪性度判定検査

ア ホルモン受容体陽性かつ HER2 陰性
であって、リンパ節転移陰性、微小転移
又はリンパ節転移 1～3 個の早期浸潤性
乳癌患者を対象に、遠隔再発リスクの提
示及び化学療法の要否の決定を目的とし
て、腫瘍組織から抽出した 21 遺伝子の
RNA 発現の定量値に基づき乳癌悪性度

判定検査を実施した場合は、本区分の「1」の「イ」の(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数3回分、「注1」の「イ」2項目の所定点数2回分、「ハ」4項目以上の所定点数2回分及びB011-5がんゲノムプロファイリング評

価提供料の所定点数を合算した点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から患者1人につき2回以上実施した場合は、診療報酬明細書の摘要欄にその医学的な理由を記載する。

イ 本検査の実施に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄にホルモン受容体、HER2の検査結果及びリンパ節転移の状況について記載する。

(令4保医発0304・1、0428・6、0531・4、0930・9、令5保医発0831・3)

事

疑義解釈資料の送付（その56）

令和5年8月30日
保険局医療課事務連絡

【解説】2022年診療報酬改定の疑義解釈に関する事務連絡が発出されました。

【在宅妊娠糖尿病患者指導管理料】

問1 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1及び2は、具体的にどのような場合に算定が可能か。

答 それぞれ以下の場合に算定可能。

- 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料1については、妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖

尿病の患者（別に厚生労働大臣が定める者に限る）であって入院中の患者以外の患者に対して、周産期における合併症の軽減のために適切な指導管理を行った場合に算定する。

- 在宅妊娠糖尿病患者指導管理料2については、1を算定した入院中の患者以外の患者に対して、分娩後も継続して血糖管理のために適切な指導管理を行った場合に、当該分娩後12週の間、1回に限

り算定する。

【血液形態・機能検査、糖負荷試験】

問2 D005血液形態・機能検査「9」ヘモグロビンA1c（HbA1c）及びD288糖負荷試験について、妊娠糖尿病と診断された患者に対して産後12週以降に実施した場合、算定可能か。

答 血糖測定等により医学的に糖尿病が疑われる場合、算定可。

告 通

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正等

令和5年8月31日
告示第259号、保医発0831第1号

【解説】特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部が改正されました。告示について、前の2つは11月1日、後の2つは9月1日からの適用です。

告示第259号

(p.972左段下から24行目/p.980左段下から18行目、下線部訂正)

064 脊椎固定用材料

(5) 脊椎スクリュー（可動型）

② 横穴付き 97,900円

(p.985右段下から23行目/p.994左段1行目、下線部訂正)

112 ペースメーカー

(4) デュアルチャンバ(リード一体型)

1,070,000円

(p.996左段14行目/p.1004左段下から5行目、下線部訂正)

133 血管内手術用カテーテル

(9) 血栓除去用カテーテル

③ 経皮的血栓除去用

ア 標準型 34,000円

イ 破砕吸引型 448,000円

(p.1003右段34行目/p.1012左段31行目、下線部訂正)

146 大動脈用ステントグラフト

(3) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）

② 中枢端可動型 1,490,000円

③ (略)

保医発0831第1号

(p.968左段下から20行目/p.976左段下から12行目、下線部訂正)

→人工膝関節用材料の定義

【機能区分の定義】

⑮ 膝蓋骨材料・膝蓋骨置換用材料（Ⅲ）

イ 摩耗粉を軽減するため、(中略)

iv ポラス状の純チタン又はチタン合金による表面加工がなされている。

(p.998右段32～38行目/p.1007左段6～12行目、下線部訂正)

→血管内手術用カテーテルの定義

(10) 血栓除去用カテーテル

【機能区分の定義】

オ 経皮的血栓除去用

i 標準型：次のいずれかに該当。

a 経皮的に末梢血管の血栓を除去(中略)

b 冠動脈の血栓を吸引除去(中略)

c 冠動脈の血栓を溶解除去(中略)

d iiに該当しない。

ii 破砕吸引型：次のいずれにも該当。

a 経皮的に下肢動脈、上腸間膜動脈又は深部静脈の血栓を吸引除去する際に使用するカテーテルである。

b 血栓を吸引するためのカテーテルと、血栓の吸引を補助するためのワイヤーからなる。

(p.1004左段下から14行目～右段7行目/p.1012右段下から17行目～p.1013左段4行目、下線部訂正)

→大動脈用ステントグラフトの定義

【機能区分の定義】

⑤ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・標準型：次のいずれにも該当。

ウ ⑥又は⑦に該当しない。

⑥ 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型：次のいずれにも該当。

ア 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む1つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものである。

イ 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものである。

ウ 血流の影響を軽減するための多段階の展開機構及びステントグラフトの展開後にデリバリーカテーテルの操作に



よりステントグラフトの中枢端が可動する機構を有する。

エ ⑤又は⑦に該当しない。

⑦～⑪

(p.1013 左段 22 行目 / p.1022 左段 29 行目, 下線部訂正)

→放射線治療用合成吸収性材料の算定

イ シート型

a 近接する消化管等のため放射線治療の実施が困難な患者に対して、(以下略)

(p.1013 左段下から 32 行目 / p.1022 左段

下から 23 行目, 下線部訂正)

→放射線治療用合成吸収性材料の定義

【機能区分の定義】

②シート型：悪性腫瘍の放射線治療に際し、(以下略)

参考：医療機器の保険適用にかかる疑義解釈

【心臓手術用カテーテル】

問1 「130 心臓手術用カテーテル」における「関連学会が定めるステートメントに沿って」とは、具体的には何を指すの

か。

答 日本心血管インターベンション治療学会の「対照血管径 3.0mm 以上の新規冠動脈病変に対する DCB の使用について」(2023 年 8 月 14 日) のことを指す。

なお、『「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」等の一部改正について』(令和 5 年 1 月 13 日保医発 0131 第 3 号)の「(参考) 医療機器の保険適用にかかる疑義解釈について」は廃止し、今後はこの疑義解釈によることとする。

告

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部改正

令和 5 年 8 月 31 日
告示第 261 号

【解説】先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の告示が更新されました。9 月 1 日からの適用です。

(p.1544 左段下から 9～7 行目 / p.1563 左段 19～21 行目, 削除) 管再生治療)
24 削除 (自家骨髄単核球移植による下肢血

通

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正

令和 5 年 8 月 31 日
保医発 0831 第 1 号

【解説】「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等が改正され、9 月 1 日から適用されます。

(p.735 左段 22 行目 / p.741 左段 25 行目, 下線部訂正) 近接する消化管等のため放射線治療の実施が困難な患者に対して、(以下略)
→放射線治療用合成吸収性材料留置術 (令 4 保医発 0304・1, 令 5 保医発 0831・1)